

平成 18 年 6 月 7 日

各 位

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 C E O 松本 大
(コード番号 8698 東証第一部)

マネックス証券に対する金融庁の行政処分について

本年 5 月 31 日、当社子会社であるマネックス証券株式会社の業務に関し、証券取引等監視委員会から金融庁に対し行政処分を求める勧告が行われておりましたが、本日、マネックス証券株式会社は金融庁より別紙のとおり業務改善命令を受けました。

マネックス証券株式会社がこのような処分を受けましたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。今回の処分を受け、当社グループ全体の内部管理体制の更なる強化に取り組んで参ります。

以 上

【お問合せ先】

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社
CEO 室 コーポレート・コミュニケーションズ 担当 金井・上田 電話 03-6212-3750

(別紙)

平成 18 年 6 月 7 日

各 位

マネックス証券株式会社
代表取締役社長 CEO 松本 大

当社に対する金融庁の行政処分について

本年 5 月 31 日、当社の業務に関し、証券取引等監視委員会から金融庁に対し行政処分を求める勧告が行われておりましたが、本日、当社は、金融庁より、証券取引法第 56 条第 1 項に基づき下記のとおり業務改善命令を受けました。

このような処分を受けるに至ったことを、心よりお詫び申し上げます。

役職員一同、今回の処分を厳粛に受け止め、内部管理体制の強化に取り組み、お客様をはじめ関係者の皆様の信頼回復に向けて、全力を挙げて努力して参る所存です。

記

- ① 大規模な内部者登録漏れが発生した原因を究明するとともに、当社における内部者登録事務の管理・運営上の問題点を明確にした上で、当該登録事務に係るチェック体制の整備を含めた実効性ある具体的改善策を策定し、実施すること
 - ② 本年 2 月 27 日に発生したシステム障害は、昨年 8 月のシステム障害とほぼ同一の原因によるものであるが、昨年 12 月 28 日に当局に報告した再発防止策が十分に機能しなかった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性あるシステム管理体制の整備を図ること
 - ③ 上記①、②の事態が生じたことについて、経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること
 - ④ 役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること
 - ⑤ 上記①から④について、その対応状況を平成 18 年 7 月 7 日までに書面で報告すること
- (注) 1. 上記①については、特に、合併に際し、新たな内部者登録システムを導入した経緯及び導入に当たり経営陣がどのように関与し、判断していたかについて記載すること
2. 上記②については、運営・管理を外部に委託しているシステムに対するチェック体制の有効性についても検証し、必要な体制整備を行うこと

以 上